

利用料一覧

(訪問リハビリテーション)

介護保険法その他関連法規により、以下の費用項目については施設をご利用される方の自己負担となります。

訪問リハビリテーション費用一覧

項目		単位	1割負担	2割負担	3割負担	内容
基本サービス費	訪問リハビリテーション費	1回当たり	312 円	623 円	934 円	通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき指定訪問リハビリテーションを行う。 1回 20分以上
各種加算	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	1月当たり	246 円	491 円	736 円	訪問リハビリテーション計画を作成している為、加算します。
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	1月当たり	299 円	597 円	896 円	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱは要件に該当した方のみ加算します。
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1月当たり	342 円	683 円	1024 円	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲは要件に該当した方のみ加算します。
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	1回当たり	214 円	427 円	640 円	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に行われる場合は1週につき概ね2日以上1日あたり40分以上実施。
	サービス提供体制強化加算	1回当たり	7 円	13 円	19 円	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。
その他	交通費	片道	実費			当事業所の通常の事業の実施地域(厚木市、伊勢原市の一部)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問リハビリテーションスタッフが訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね1kmあたり 20円

注:厚生労働省からの通達等により、金額、内容について変更が生じる場合があります。